

第4次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画(概要1/3)

1. 計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景及び目的

- 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成21年7月に施行された海岸漂着物処理推進法を受けて、「秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画」(第1次:平成23～27年度、第2次:平成28～令和2年度、第3次:令和3～7年度)を策定し、海岸漂着物対策の推進に取り組んできた。
- しかし、依然として多くのごみ等が漂着し、海岸の景観や周辺環境に大きな影響を与えている。さらに、近年では海洋に流出するプラスチック類が生態系に与える影響等について関心が高まり、世界全体で取り組むべき課題となっている。
- 令和7年度末の第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画の期間満了に伴い、現状の課題に的確に対応するため、第4次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画を策定する。

(2) 計画の期間 令和8年度～12年度(5年間)

(3) 計画の位置付け

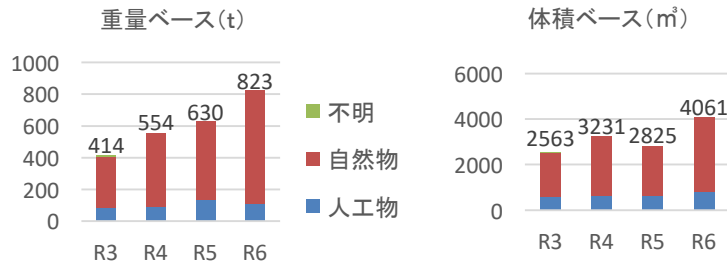
海岸漂着物処理推進法や国の基本方針を踏まえて策定する県の海岸漂着物対策の推進に関する計画

2. 海岸の概況

- 海岸線延長約264km。そのほとんどが砂浜海岸であり、八森、男鹿、仁賀保～象潟に岩礁地帯を有している。
- 一級河川は3水系309河川、二級河川は7水系51河川が県内を流下し、日本海へ注ぐ。
- 冬には、北西からの季節風が吹き荒れるほか、大雨や台風、雪解けの影響により内陸部からの自然物、人工物が漂着しやすい。
- 海域を含む自然公園、港湾、漁港、海水浴場として活用されている。

3. 海岸漂着物等の現状

〈第3次計画期間中に回収・処理した海岸漂着物等の推移と内訳〉



- 各年度とも、自然物が大半を占める。
- 回収・処理した海岸漂着物等の主な組成
 自然物:藻類、流木、木くず等
 人工物:プラスチック類、ゴム類、発泡スチロール類、紙類、布類、漁具等

4. 海岸漂着物対策の現状と課題

(1) 第3次計画期間中の実施事業

- ① 回収・処理
 回収・処理対策を重点的に推進する区域(重点区域)において、海岸漂着物等の回収・処理を実施。(建設海岸 14区域 漁港海岸 5区域 港湾海岸 3区域)
- ② 発生抑制に係る普及啓発
 ○ 4月を「あきたクリーン強調月間」、4月第3日曜日を「あきたビューティフルサンデー」として、ポスターやチラシを県内各市町村等へ配布。
 ○ 環境美化活動に取り組んでいる住民団体、学校、企業等を「あきたクリーンパートナー」として登録。活動内容を県ウェブサイト等で紹介し、活動を支援。
 ○ 小学生の親子を対象に、海洋環境を保全する心を育み、海岸漂着物の発生抑制意識等の醸成を図ることを目的とした「海洋環境体験学習イベント」を実施。

(2) 第3次計画の目標と達成状況

指 標 計画期間中に、海岸漂着物対策に取り組んだ市町村数
 目標値 25市町村
 達成状況 令和7年度に達成見込み

	R3	R4	R5	R6	R7
実績値(市町村数) (計画期間中の累積)	6	10	14	18	25 ※見込

(3) 課題

① 第3次計画の取組状況からみた課題

- 年間を通じて発生する海岸漂着ごみ等への対応
 ・年間を通じ、多くのごみ等が漂着し、その対応が課題

重点区域の回収実績	R3	R4	R5	R6	
回収実績	t	413.9	553.9	630.3	822.5
実施距離(累積)	km	88.6	83.4	89.2	122.9

- 内陸部での発生抑制 ※重点区域22区域 海岸延長約145km 県海岸総延長約264km
 ・陸域で発生したごみが河川を通じて海岸に漂着していると考えられるため、内陸での発生抑制が課題

海岸に漂着してたペットボトルのうち日本語表記のペットボトルの割合(%)	R3	R4	R5	R6
	42.5	50.0	41.0	27.3

※「秋田県海岸漂着ごみ組成調査」より

② 社会情勢の変化からみた課題

- プラスチック等人工物の海岸漂着物の発生抑制
- 漂流ごみ等への対応

第4次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画(概要2/3)

5. 海岸漂着物対策の推進方針と目指す姿

(1) 海岸漂着物対策の推進方針

- ① 海岸漂着物等の円滑な処理の推進
- ② 海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策の推進
- ③ 環境教育及び普及啓発の推進
- ④ 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

(2) 海岸漂着物対策の実施箇所

- ① 回収・処理
海岸漂着物処理推進法第14条第2項及び国の基本方針第2の2の(1)の①に基づき重点区域を設定し、海岸漂着物等の回収・処理を実施する。
- ② 発生抑制に係る普及啓発
県内全域

(3) 目指す姿

海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全

6. 海岸漂着物対策の内容

(1) 海岸漂着物等の円滑な処理の推進

- ① 重点区域における円滑な回収・処理の推進
 - ・ 海岸管理者等による処理
 - ・ 海岸管理者等に対する市町村の協力
 - ・ 市町村の要請に基づく処理
 - ・ 地域外からの海岸漂着津等に対する協力の要請
- ② 漂流ごみ等の回収・処理の一層の推進
- ③ 海岸漂着物等の適正処理
 - ・ 不法投棄物の適正処理
 - ・ 災害により生じた海岸漂着物等の適正処理
 - ・ 大量の海岸漂着物等が存する地域における回収・処理の推進等

(2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策の推進

- ① 海岸漂着ごみ組成調査による実態の把握
- ② 内陸部を含めた全県での環境美化活動の推進
- ③ ごみの不法投棄、不適正処理防止のための監視活動の実施
- ④ ごみの減量化、再資源化を目指す3Rの取組の推進
- ⑤ 水域への流出、飛散防止

(3) 環境教育及び普及啓発の推進

- ① イベントや広報媒体を活用した情報の発信
- ② 海洋プラスチックごみ問題等に関する環境教育の推進

(4) 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

- ① 海岸漂着物対策推進協議会での関係者間との情報交換及び連絡調整
- ② 多様な主体の役割分担に基づいた対策の実施
- ③ 隣県との情報共有

6. 海岸漂着物対策の内容

◆関係者の役割分担 ※以下は、平時における原則的なものであり、状況に合わせて柔軟に対応する。

主体名	役割
海岸管理者	・関係者との情報共有、連携 ・海岸漂着物等の適正処理
県	・県の関係部局、市町村、近隣都道府県、民間団体、事業者等との情報共有、連携 ・地域計画の策定、計画の進行管理 ・海岸漂着物対策推進協議会の組織、運営 ・海岸漂着物対策活動推進員の委嘱、推進団体の指定 ・海岸管理者に対する技術的助言等の援助
市町村	・市町村の関係部局、県、近隣市町村、民間団体、事業者等との情報共有、連携 ・海岸管理者への協力
民間団体等	・海岸漂着物や漂流ごみ等の対策への協力
県民	・3Rの実践 ・海岸漂着物対策関連行事への積極的な参画 ・所有物や土地の適正な維持管理
事業者等	・海岸漂着物対策関連行事の積極的な開催、参画 ・廃棄物の適正処理 ・プラスチックごみの発生抑制 ・所有物や土地の適正な維持管理

◆関係者の相互協力

主体名	協力事項
県と市町村	・住民生活又は経済活動に支障が生じていると認められる場合の海岸管理者への措置要請
本県と他の都道府県	・他の都道府県で発生した流出物の漂着に関する当該都道府県への協力要請 ・地域の環境保全上、著しい支障が生じると恐れがあると認められる場合の環境大臣等への協力要請

7. 事業評価と計画のフォローアップ

海岸漂着物対策に係る指標と目標値を以下のとおり定め、計画期間中の進捗状況及び計画期間終了後の達成状況について、協議会へ報告する。

指 標: 春の全県一斉クリーンアップ活動に参加した県民の割合
目標値: 毎年度、4月1日現在の県人口の9%以上

8. その他海岸漂着物対策の推進に必要な事項

(1) 海岸漂着物対策推進協議会の運営

関係機関、団体等を委員とする協議会を開催し、海岸漂着物対策に係る事項について協議する。

(2) 災害等緊急時における対応

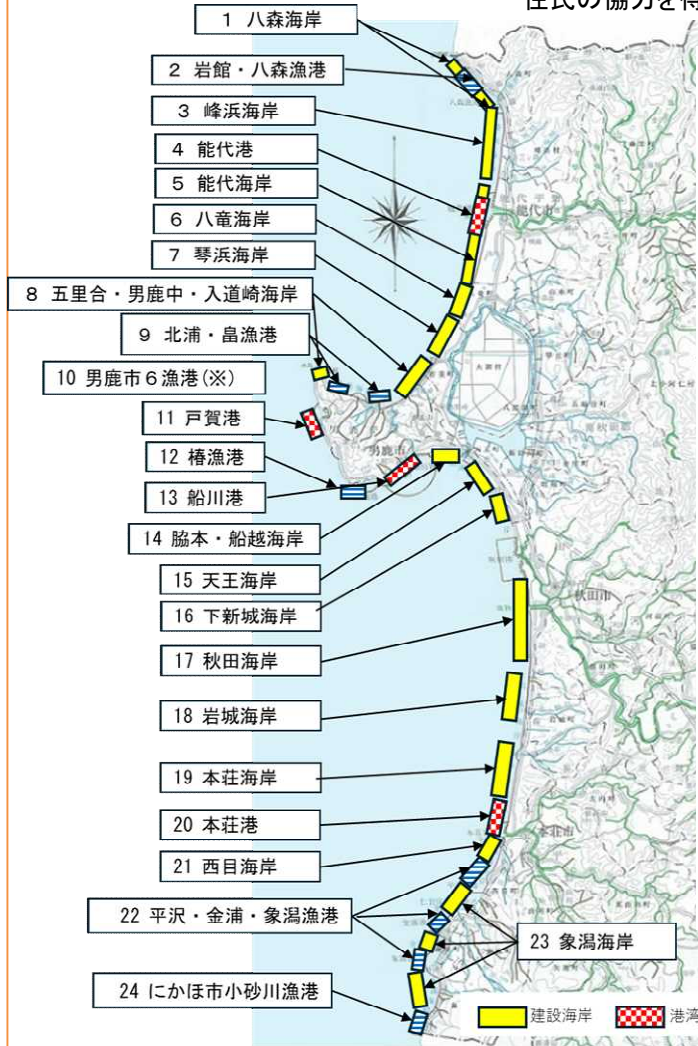
県、市町村及び海岸管理者等は、速やかな情報収集、地域住民への周知及び適正処理に努める。

第4次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画(概要3/3)

9. 重点区域別の回収・処理に係る対策内容

海岸漂着物等の回収・処理については、主に以下24の重点区域において行う。

その際は、各区域の自然的・社会的条件等に応じて、各海岸管理者等と地元市町が連携協力を図り、民間団体や地域住民の協力を得ながら取り組むよう努める。



重点区域一覧表

重点区域番号	重点区域名	延長 (m)	海岸所在市町	海岸管理者	主要な施設等 (海岸近隣施設も含む)			
					海水浴場	港湾・漁港	その他	
1	八森海岸	4,810	八峰町	県建設部			八森岩館県立自然公園	
2	岩館・八森漁港	6,600		県農林部	岩館・滝ノ間	○	八森岩館県立自然公園	
3	峰浜海岸	5,582	能代市	県建設部			道の駅みねはま	
4	能代港	2,700					○	ロケット発射実験会場
5	能代海岸	8,032						風の松原、JAXA宇宙科学研究所
6	八竜海岸	6,296				釜谷浜		サンドクラフト、八竜風車
7	琴浜海岸	8,800	三種町	県建設部			男鹿半島・大潟ジオパーク	
8	五里合・男鹿中・入道崎海岸	6,700				宮沢		男鹿国定公園
9	北浦・畠漁港	3,000				五里合		男鹿国定公園
10	男鹿市6漁港(※)	6,580			県農林部		○	男鹿国定公園、男鹿半島・大潟ジオパーク
11	戸賀港	4,600	男鹿市	男鹿市		○	男鹿国定公園、男鹿半島・大潟ジオパーク	
12	樺漁港	3,000		県建設部		○	男鹿国定公園、男鹿半島・大潟ジオパーク	
13	船川港	8,164		県農林部		○	男鹿国定公園、男鹿半島・大潟ジオパーク	
14	脇本・船越海岸	5,360				○	男鹿半島・大潟ジオパーク	
15	天王海岸	10,600	潟上市	県建設部			出戸浜	
16	下新城海岸	950	秋田市				秋田マリナー(近隣)、秋田男鹿自転車道	
17	秋田海岸	14,370				桂浜・下浜		
18	岩城海岸	9,530	由利本荘市				道の駅岩城	
19	本荘海岸	12,420					本荘マリナー(近隣)	
20	本荘港	3,000			本荘マリナー	○		
21	西目海岸	6,910			西目			
22	平沢・金浦・象潟漁港	9,000	にかほ市	県農林部	平沢・赤石浜・象潟	○	道の駅象潟	
23	象潟海岸	9,580		県建設部			象潟海水浴場(近隣)	
24	にかほ市小砂川漁港	700	にかほ市			○		
計		157,284	(県全体の海岸延長は約264,000m)					

※10 男鹿市6漁港の内訳
若美、五里合、湯之尻、加茂、門前、脇本